

淡路広域水道企業団債権の管理に関する条例

平成 22 年 2 月 24 日
条 例 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「企業団の債権」とは、金銭の給付を目的とする企業団の権利をいう。

(企業長の責務)

第 3 条 企業長は、企業団の債権について、法令及び条例の定めるところにより、収納に努めなければならない。

2 企業長は、企業団の債権について、債務者の状況、債務不履行の理由その他必要な事項の把握に努め、適切な措置をするものとする。

(債権等の放棄)

第 4 条 企業長は、水道料金に係る企業団の債権について、次に掲げる事由が生じた場合は、当該企業団の債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該企業団の債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 当該企業団の債権について消滅時効が完成したとき。
- (4) 強制執行等の手続をとってもなお完全に履行されない当該企業団の債権について、強制執行等の手続が終了した後において債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (5) 債務者が死亡、失跡、行方不明その他これらに準じる事情にあり、当該企業団の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び企業団以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。